宇部市公文書等管理条例(素案)に対するご意見(宇部市議会議員)

該当条項	意見	回答	採用の	修正前	修正後
			可否		
第2条	「公文書」の定義にて、文書」の定義について、明ものと、明ものと、「決裁記録をあると、「決は記録をすると、「と思いと思いと思いと思いと思いと思いと思いと思いと思いと思いと思いと思いと思いと	「決裁若しくは供覧又は は供覧又は は決定の見という。との見い。」との見い。」と同様に、組 を実施機関した。ののと考示情報ととののと考示情様に を変す。例のとおいってで義してで表表してで表表をである。 を考えています。	可否 採用	(定義) 第2条 この条例において「実施機関」と表、市長、管理委員会、において「実施機関」とよ、選委員会、正審を登置を、正審を登置を、正審を登置を、正審を登置を、正審を登置を、正審を登置を、正審をでは、正常をでは、正常を、正の、主、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、	(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、教員、大選挙管理者、教員、皇母、監審査責」とは、選挙管理を資産を選別した。 選挙では、一旦、一旦、一旦、一旦、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、
				3から5まで 省略	3から5まで 省略

	1	T	1	T	T
第9条	公文書の管理につ	第9条第3項を新設し、	採用	(管理状況の報告等)	(管理状況の報告等)
	いて、国や県は必要に	国や県と同様に、「実地調		第9条 市長以外の実施機関は、公文	第9条 市長以外の実施機関は、公文
	応じて「実地調査」が	査」に係る規定を追加した		書の管理の状況について、毎年度、市	書の管理の状況について、毎年度、市
	できるとされている	いと考えています。		長に報告しなければならない。	長に報告しなければならない。
	が、市はそのような規			2 市長は、毎年度、実施機関におけ	2 市長は、毎年度、実施機関における
	定を設けないのでし			る公文書の管理の状況を取りまと	公文書の管理の状況を取りまとめ、
	ようか。			め、その概要を公表しなければなら	その概要を公表しなければならな
				ない。	٧٠,
					3 市長は、第1項に定めるもののほ
					か、公文書の適正な管理を確保する
					ために必要があると認める場合に
					は、市長以外の実施機関に対し、公文
					書の管理について、その状況に関す
					る報告若しくは資料の提出を求め、
					又は当該職員に実地調査をさせるこ
					とができる。

bb 1 1 b		日日は二十十二、シェエロ、-	松田	(杜内医山八字中。四十份)	(好力压力八字书《归子放》
第11条	「目録」について、具	目録に記載すべき項目に	採用	(特定歴史公文書の保存等)	(特定歴史公文書の保存等)
第4項	体的項目が列記されて	ついて、条文に追加したい		第11条 市長は、特定歴史公文書に	第11条 市長は、特定歴史公文書に
	いないため、市民の方	と考えています。		ついて、第26条の規定により廃棄	ついて、第26条の規定により廃棄
	が調べるという視点か			されるに至る場合を除き、永久に保	されるに至る場合を除き、永久に保
	らも国や県のように基			存しなければならない。	存しなければならない。
	本的な項目を記載した			2 市長は、特定歴史公文書につい	2 市長は、特定歴史公文書につい
	ほうがよいのではない			て、その内容、保存状態、時の経過、	て、その内容、保存状態、時の経過、
	でしょうか。			利用の状況等に応じ、適切な保存及	利用の状況等に応じ、適切な保存及
				び利用を確保するために必要な場	び利用を確保するために必要な場
				所において、適切な記録媒体によ	所において、適切な記録媒体によ
				り、識別を容易にするための措置を	り、識別を容易にするための措置を
				講じた上で保存しなければならな	講じた上で保存しなければならな
				V ₂ °	γ ₂ °
				3 市長は、特定歴史公文書に個人情	3 市長は、特定歴史公文書に個人情
				報(生存する個人に関する情報であ	報(生存する個人に関する情報であ
				って、当該情報に含まれる氏名、生	って、当該情報に含まれる氏名、生
				年月日その他の記述等により特定	年月日その他の記述等により特定
				の個人を識別することができるも	の個人を識別することができるも
				の(他の情報と容易に照合すること	の(他の情報と容易に照合すること
				ができ、それにより特定の個人を識	ができ、それにより特定の個人を識
				別することができることとなるも	別することができることとなるも
				のを含む。) をいう。) が記録されて	のを含む。) をいう。) が記録されて
				いる場合には、当該個人情報の漏え	いる場合には、当該個人情報の漏え
				いの防止のために必要な措置を講	いの防止のために必要な措置を講
				じなければならない。	じなければならない。
				4 市長は、市規則で定めるところに	4 市長は、市規則で定めるところに
				より、特定歴史公文書の適切な保存	より、特定歴史公文書の名称、保存
				を行い、及び適切な利用に資するた	期間が満了した時点における実施
				めに必要な事項を記載した目録を	機関の名称、引き続き保存又は移管
				作成し、公表しなければならない。	をした時期その他の特定歴史公文
					書の適切な保存を行い、及び適切な
					利用に資するために必要な事項を
					記載した目録を作成し、公表しなけ
					ればならない。

第20条	手数料についての記	宇部市情報公開条例に合	採用	(費用負担)	(費用負担)
	載をもう少し明確にす	わせ、規定を変更したいと		第20条 特定歴史公文書の写し等	第20条 特定歴史公文書の利用に
	べきではないでしょう	考えています。		の交付に要する費用は、利用請求者	係る手数料は、無料とする。
	か。			の負担とする。	2 特定歴史公文書の写しの交付又
	例えば国のように				は送付を受ける利用請求者は、当該
	「実費の範囲内で」と				写しの交付又は送付に要する費用
	か、直接市民の負担に				を負担するものとする。
	係る部分なので、分か				
	り易くする必要がある				
	と思います。				

第29条	いて、国や県と同様に、公文書の規程や規則を制定する際についても委員会に意見を聴くべきではないでしょうか。	の諮問に関する規定を追加 し、規則や規程の制定改廃 についても委員会の意見を 聴くことにしたいと考えて います。		(宇部市公文書等管理委員会) 第29条 第8条第3項及び第26 条第2項に規定する意見の聴取並 びに第22条第1項の規定による 諮問に応じ審査請求について調査 審議するため、宇部市公文書等管理 委員会(以下「委員会」という。) を置く。	(宇部市公文書等管理委員会) 第29条 公文書等の管理に関する 重要事項について、市長の諮問に応 じ調査審議させるため、 宇部市公 文書等管理委員会 (以下「委員会」 という。) を置く。
第 2 9 条 第 7 項	委員会にして、」をすいはも原きにして、」をすいはも原きないはも原きないはものである。		採用	2 委員会は、前項に定めるものほか、本市の公文書管理制度の選問に対し、主題を通について、実施機関に対し意見を述べることができる。 3 委員会は、委員5人以内をも者の、会員会は、委員をする。 4 委員は、優れた識見を有する。 5 委員の任期は2年とし、補欠する。 6 委員の任期は1とする。 6 委員は、職務上知り得た秘密をいた後も、同様とする。 7 委員会の会議は、これを公開しない。	か、本市の公文書管理制度の運営に 関する事項について、実施機関に対し意見を述べることができる。 3 委員会は、委員5人以内をもって 組織する。 4 委員は、優れた識見を有する者の うちから、市長が任命する。 5 委員の任期は2年とし、補欠委員 の任期は前任者の残任期間とする。 ただし、再任を妨げない。

		V 竺 0 夕 竺 0 佰 B 7 竺 0 7 夕 竺 0 佰
		※第8条第3項及び第26条第2項
		を削除
		第8条
		3 実施機関は、第1項又は前項の規
		定により、保存期間が満了した公文
		書ファイル等を廃棄しようとする
		ときは、歴史公文書に該当するか否
		かについて、宇部市公文書等管理委
		員会の意見を聴かなければならな
		<u>/, , </u>
		第26条
		2 市長は、前項の規定により特定歴
		史公文書を廃棄しようとするとき
		は、あらかじめ宇部市公文書等管理
		委員会の意見を聴かなければなら
		ない。